

第4-1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区	分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合29%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第一表の⑩欄へ	
内訳	①	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑯欄へ	※第一表の⑰欄へ	※第一表の⑱欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑E欄の合計金額)	※第一表の㉒欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉒D欄の金額)	(付表2-1の㉓E欄の金額)	※第一表の㉔欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			
除	⑤売上げの返還等対価に係る税額	⑤				
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤				
内	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤				
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤				
税	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑳欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の㉕欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※㉖E欄へ	※㉗E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※㉘E欄へ	※㉙E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の㉚欄へ ※プラスの場合は第一表の㉛欄へ	
地方消費税の課税標準	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)	(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)		
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)	(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉜欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉜欄へ ※プラスの場合は第一表の㉜欄へ ※第二表の㉜欄へ	
譲渡	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)	(⑪E欄×22/78)		
	割納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)	(⑫E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の㉜欄へ ※プラスの場合は第一表の㉜欄へ	

【No.98】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。